日本港灣從業員組合規約（案）

第一章　名稱及位置

第一條　本組合は日本港灣從業員組合と稱す

第二條　本組合は本部を神戸に支部を必要の地方に置く

第二章　組合員資格

第三條　本組合は港灣事業從業員及本組合の指定乃至承認したるもの以て組織す

第四條　組合員はその資格を失ふ

一、死亡、廢業、脫退又は除名處分によりその資格を失ふ

第三章　組合の目的

第五條　本組合は組合員の勞働條件の維持及改善、生活の安定、政治的並に社會的地位の向上、組合員共同福利の增進を圖るを以て目的とす

第六條　本組合は前條の目的を達するため左記事業に必要なる一切の運動を行ふ

一、職業紹介に關する事項
二、機關紙及新聞紙發行に關する事項
三、組合員共濟に關する事項
四、購買又は消費組合に關する事項
五、勞働契約の履行監視に關する事項
六、勞働爭議に關する事項
七、勞働立法に關する事項
八、其他必要事項

第四章　組合役員

第七條　本部に左の役員を置く

一、組合長　一名
二、主事　若干名
三、中央委員　若干名
四、常任中央委員　若干名

組合長、主事及中央委員の任期は一ケ年とし大會に於いて之を選擧す、役員の任期滿了の場合と雖も次回の改選完了するまでは引續き任期中と見做す

常任中央委員は中央委員の互選とす

第八條　組合長は本組合を代表し組合一切の業務を統管す

第九條　主事は組合長を補佐し組合長事故あるときは之に代る

第十條　中央委員は中央委員會を組織し組合の方針人事及業務に關する重要事項を評議し財産及經濟狀態を監査す

中央委員選出の基準は左表による

第十一條　常任中央委員は中央委員會の決定に基き組合事務を執行す

第十二條　本組合に常任委員若干名を置く常任委員は組合事務を分擔しその擔任事務に對して責任を負ふべきものとす

常任委員は常任委員會の諮詢により中央委員會の承認を經て組合長是を任命す

第十三條　本部に顧問若干名を置く顧問は常任委員會の諮詢により中央委員會の承認を經て組合長是を推薦す

第十四條　常任中央委員會は事務の執行上書記を任命することを得

第十五條　支部に左の役員を置く

一、支部長　一名
二、地方委員　若干名

支部長及地方委員の任期は一ケ年とす、支部長は常任委員會の諮詢により地方委員會及中央委員會の決議を經て組合長是を任命す

地方委員の選擧は職場狀勢を基準として選出しその期日は中央委員會是を決定す

役員の任期滿了の場合と雖も次回の改選完了するまでは引續き任期中と見做す

第十六條　支部長は本部統制の下に支部に於ける一切の業務を統管す

第十七條　地方委員は地方委員會を組織し支部に於ける人事及業務に關する重要事項を評議し支部財政を管理す

第十八條　支部顧問は常任委員會の諮詢により地方委員會及中央委員會の承認を得て組合長是を推薦す

第五章　組合機關

第十九條　組合に左の機關を置く

一、大會
二、中央委員會
三、常任中央委員會
四、常任委員會
五、地方委員會

大會は本部役員及代議員を以て構成し組合最高の決議機關とし年一回中央委員會是を招集す

代議員割當の基準は別表による

但組合員三分の二以上の要求ありたるとき又は中央委員會必要と認めたるときは臨時大會を招集することを得

大會は少くとも會期一ケ月前にその期日及議題を組合員に周知せしむることを要す

左記事項は大會の承認又は決議を要す

一、前年度事業報告、收支決算承認に關する事項
二、共濟基金及其他の基金保管並に處分に關する事項
三、本部役員選擧に關する事項
四、組合規約變更に關する事項
五、組合の解散、分離、合同、聯盟に關する事項

第二十一條　中央委員會は本部役員を以て構成し業務上の必要に應じ組合長是を招集す

中央委員三分の二以上の要求あるときは常任中央委員會の決議を經て組合長是を招集す

中央委員會に第十條の規定せる事項を審議決定す

中央委員會は地方委員會の決議にして不當と認めたるときは地方委員會に對し再審理又は取消を命ずることを得

第二十二條　常任中央委員會は組合長、主事及常任中央委員を以て構成し組合事務の執行に當る

但緊急事項にかぎり中央委員會の權限を代行することを得

第二十三條　常任委員會に組合長、主事、常任中央委員及常任委員を以て構成し人事の詮衡組合統制の發動及業務の執行並に一般的運動方針に關する必要事項を審議す

但緊急を要する場合は本部並附近支部の常任委員に依て是を開催し其結果を地方常任委員に報告するものとす

第二十四條　地方委員會に支部に於ける最高決議機關にして第十七條の規定せる事項を審議決定す

第六章　出張所及分會

第二十五條　支部は必要に應じ出張所及分會を設くることを得、出張所及分會規約は別に之を定む

第七章　會計

第二十六條　組合員は加盟金として金五拾錢及組合費として每月金五拾錢を組合に納入する義務を有す

第二十七條　前條の組合費は休職中にして收入なきものには就職するまで納入を延期又は事情により是を免除することあるべし

但役員の組合費はこの限りにあらず

第二十八條　組合費の用途は原則として左の割合を以て按配充當す

經常費　組合費の六割
基本積立金　同　二割
共濟積立金　同　二割

第八章　組合規律

第二十九條　組合員は職業に對する自尊心並に責任觀念を涵養し人格の向上に努め團體精神の鍛練と一致協力固く組合の規律を嚴守し節制的行動を以て一貫すべし

第三十條　組合員は不穩の宣傳又は術策を弄し組合の動搖及毀損を企て組合の規律統制を無視して輕擧妄動し組合の信用を傷け組合事業及運動を妨害すべからず

第九章　制裁

第三十一條　組合員にして左の一に該當するものは地方委員會及中央委員會の決議により是を除名す

一、第三十條の規定に違反したるもの
二、組合反抗の目的を以て不納同盟を作り又は故意に組合費を納入せざるもの
第三十二條　組合員にして左の一に該當したるものは地方委員會及中央委員會の決議を俟たずして是を除名す

一、破廉恥又は不正行爲の證跡歷然たるもの

第三十四條　除名せられたるものは地方委員會及中央委員會の決議を經るにあらざれば再び組合に加盟することを得す

代議員割當基準

大會二ケ月前に支部に於ける會費納入者

五十名——二百名	二名	三百名——五百名	三名
二百名——五百名	四名	五百名——一千名	五名
一千名——二千名	六名	二千名——三千名	七名
三千名——			

但大會に任意出席せる組合員は資格審査の上發言權を認む

出張所並分會規約準則（案）

一、本出張所及分會は日本港灣從業員組合××支部××出張所又は分會と稱し事務所を××に置く

二、本出張所及分會は日本港灣從業員組合××支部の統制を受くるものとす

三、本出張所及分會は支部の組織化、組合員の敎化、並動員の爲に活動す

四、本出張所及分會に左の役員を置く

一、出張所長　一名
二、分會長一名、副分會長若干名

出張所長は地方委員會の詮衡を經て支部長是を任命し、分會役員は分會所屬組合員の互選による